施行規則の一部を改正する省令を次のように定め施行規則の一部を改正する省令を次のように定め第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)○農林水産省令第百四号

この省令は、公布の日から施行する。